



電力・ガス取引監視等委員会

Electricity and Gas Market Surveillance Commission

平成28年12月20日

## 供給区域等の変更の許可について

内閣府沖縄総合事務局から、沖縄ガス株式会社（法人番号 6360001000288）による供給区域等の変更の許可申請に関する、ガス事業法第47条の6の規定に基づき行われた委員会への意見聴取について、「ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について」（平成12・09・28資第8号。その後の改正を含みます。以下単に「審査基準」といいます。）における当該許可に係る審査基準に照らし、ガスの適正な取引の確保の観点から当委員会として検討を行った結果、当該許可申請について、審査基準Ⅰ. 第1 1.（3）で準用するⅠ. 第1 1.（1）③、及び④のうち「その一般ガス事業を適確に遂行するに足る経理的基礎があること」に適合していると認められましたので、別紙の通り内閣府沖縄総合事務局長に意見を回答いたしました。

## (別紙)

官 印 省 略  
府 経 政 策 第 200 号  
平 成 2 8 年 1 2 月 2 0 日

内閣府沖縄総合事務局長 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

### 供給区域等の変更の許可について（回答）

平成28年12月16日付け府経石ガ第283号により貴職から当委員会に意見を求められた供給区域等の変更の許可の申請について、ガスの適正な取引の確保の観点から審査を行いました。

審査の結果、当該供給区域等の変更の許可の申請については、「ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について」（平成12・09・28資第8号。その後の改正を含みます。）I. 第1 1. (3) で準用するI. 第1 1. (1) ③及び④のうち「その一般ガス事業を適確に遂行するに足る経理的基礎」に適合していると認められました。